

第1回

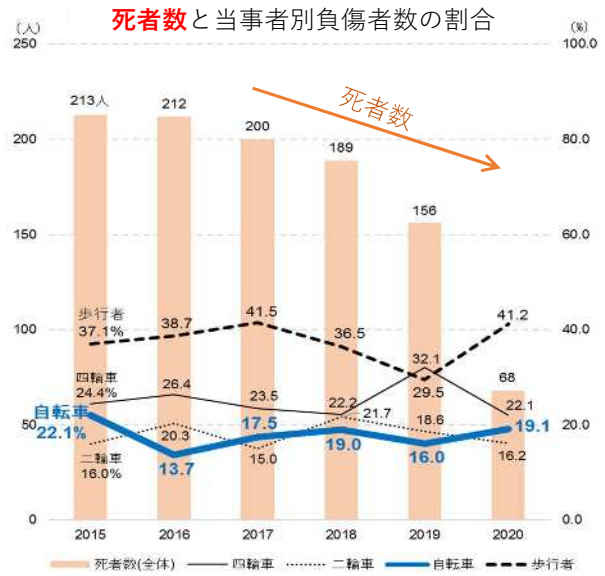
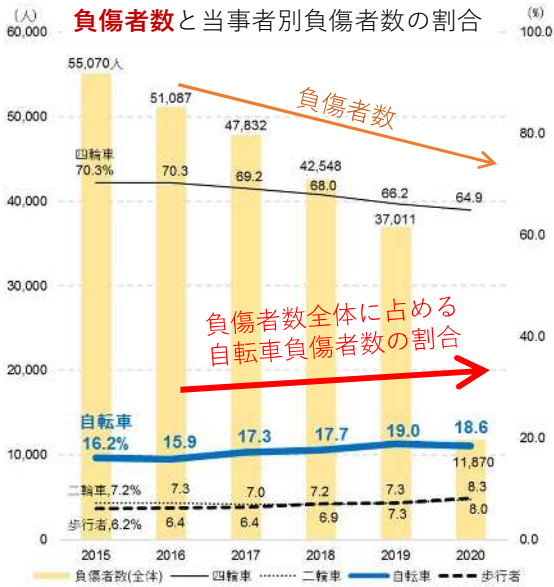
愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議

参 考 資 料

愛知県の交通事故の状況	p.1
県政世論調査結果(自転車の安全利用について)	p.5
自転車の安全利用等に関する条例の制定状況(各都道府県)	p.13
自転車の安全利用等に関する条例の制定状況(県内市町村)	p.14
愛知県交通安全条例	p.15

愛知県の交通事故の状況 (2020年は1~5月の状況)

県の交通事故負傷者数全体に占める**自転車及び歩行者の割合は増加傾向**。

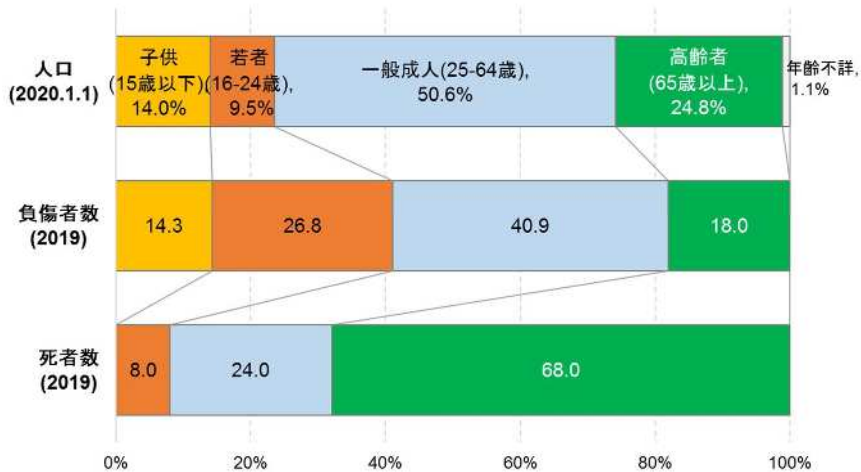


2009~2018：愛知県警察「愛知の交通事故（平成30年版）」、2019~：愛知県警察「愛知県の交通事故発生状況（令和元年中）」をもとに作成

愛知県の交通事故の状況 (自転車・年齢層別)

- 県の交通事故の自転車負傷者数は、人口比に比べ、**若者(16-24歳)の割合が多い**。
- 県の交通事故の自転車死者数は、人口比に比べ、**高齢者(65歳以上)の割合が多い**。

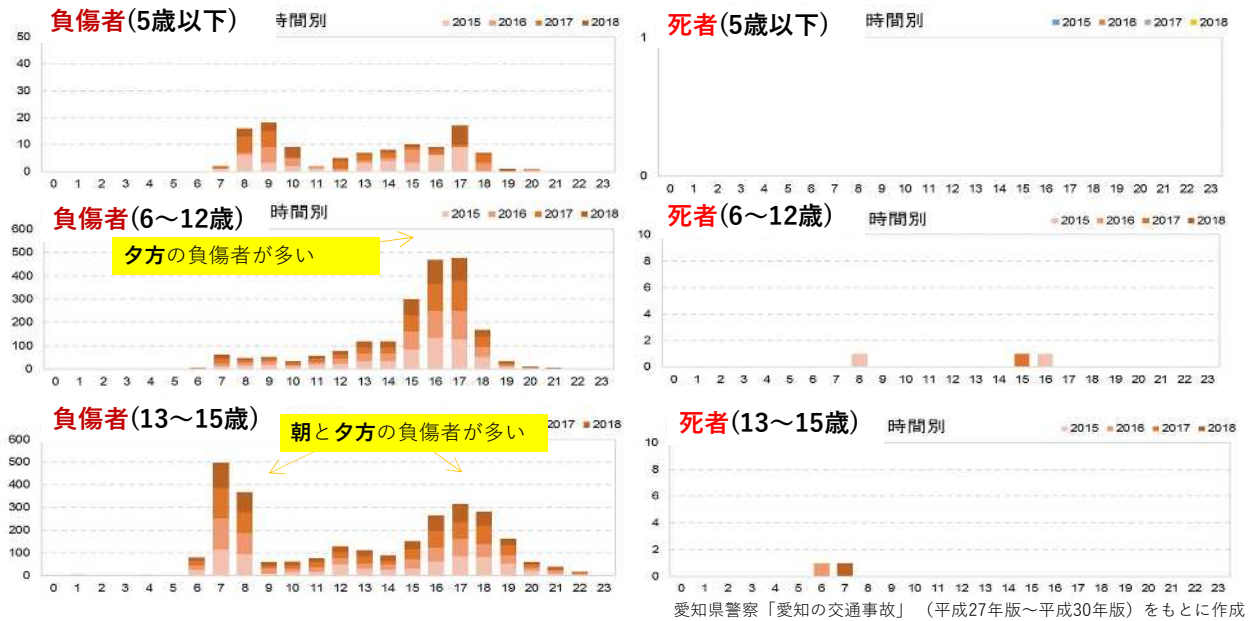
愛知県の年齢別人口比と交通事故の自転車・負傷者、自転車・死者の割合



愛知県人口：愛知県統計課「あいちの人口2020.1」、自転車の負傷者数・死者数（2019）：愛知県警察からの提供データをもとに作成

愛知県の交通事故の状況（自転車・時間帯別・年齢層別）

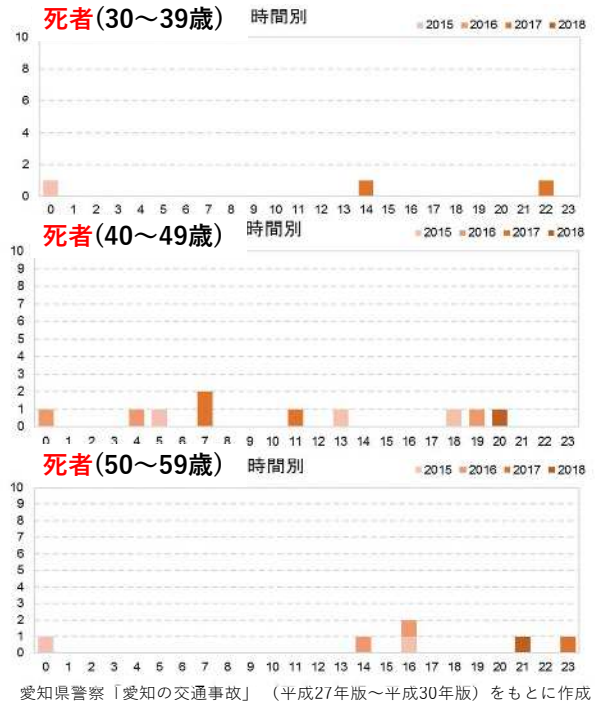
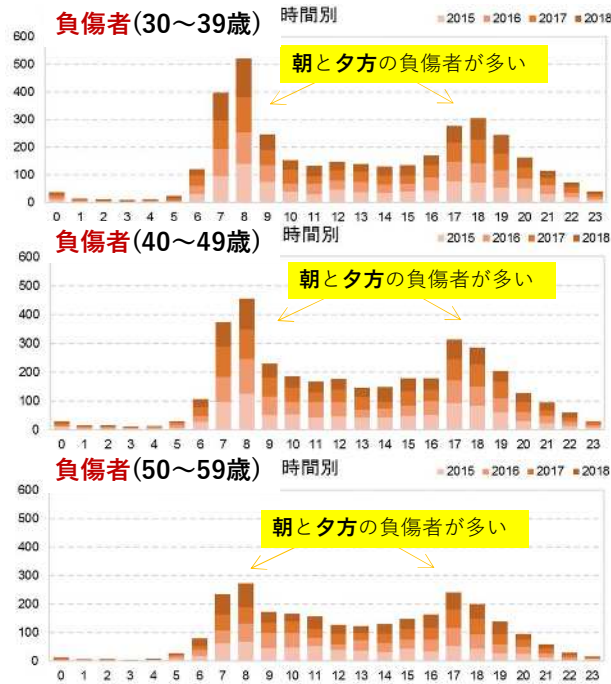
県の交通事故の時間帯別の自転車負傷者数・死者数は、**年齢層別**で傾向が異なる。



愛知県の交通事故の状況（自転車・時間帯別・年齢層別）

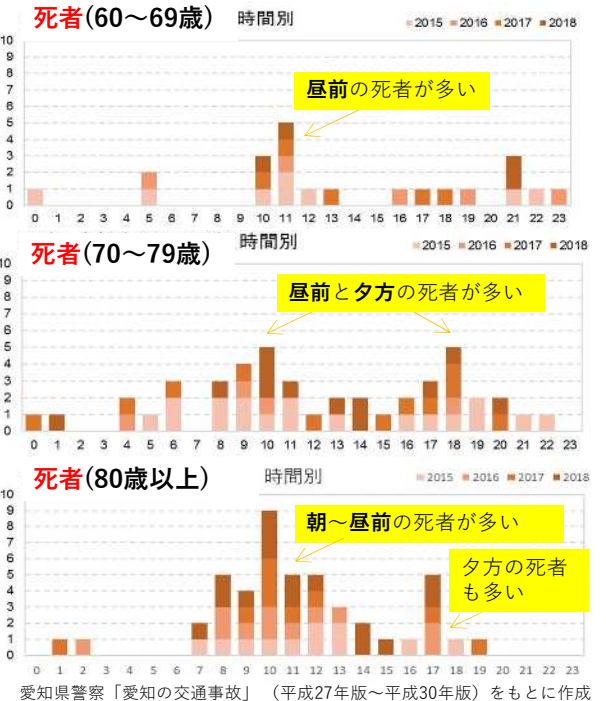
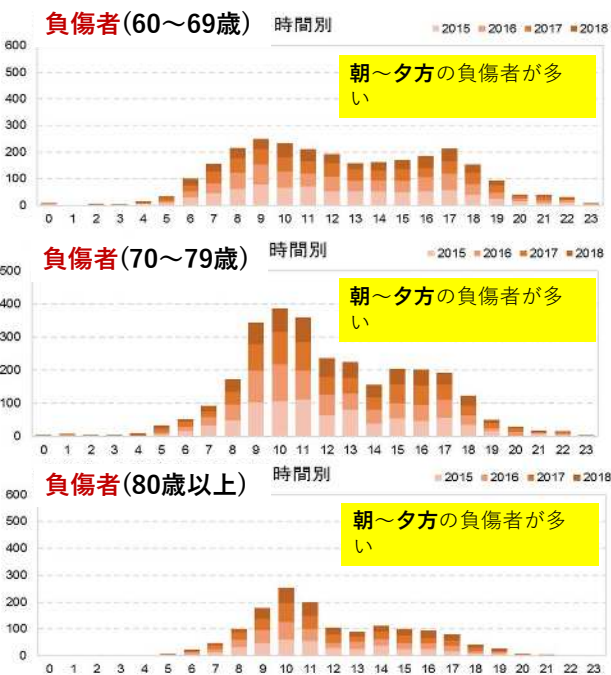


愛知県の交通事故の状況（自転車・時間帯別・年齢層別）



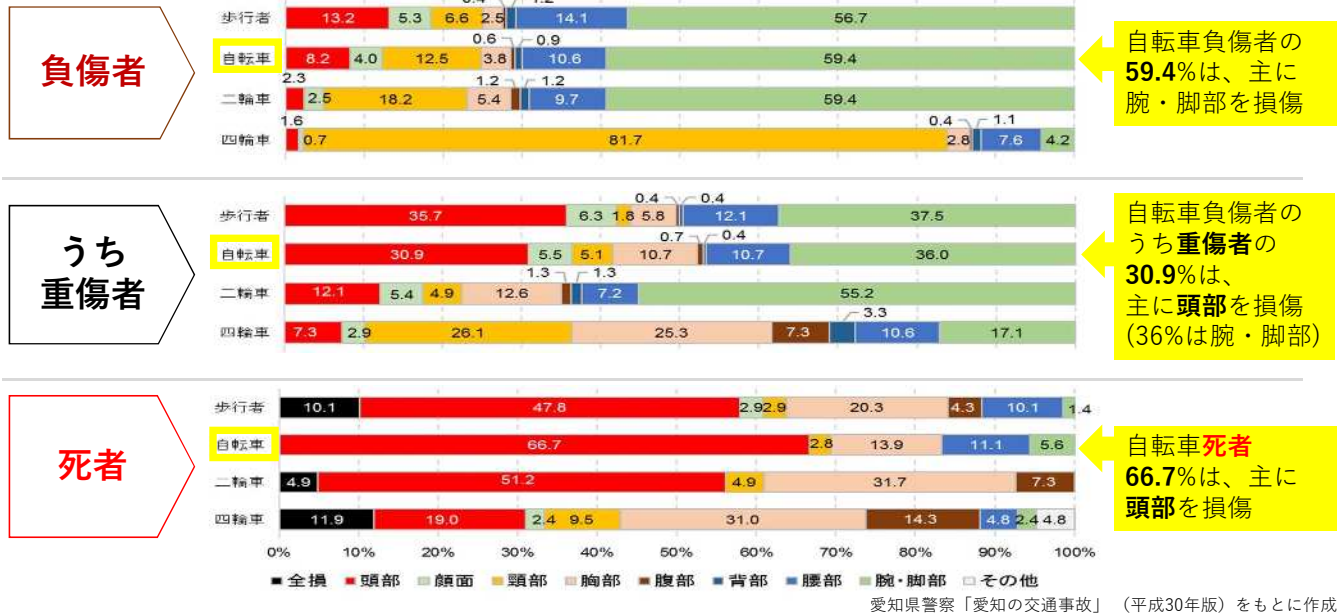
愛知県の交通事故の状況（自転車・時間帯別・年齢層別）

65歳以上の高齢者の死者が多い



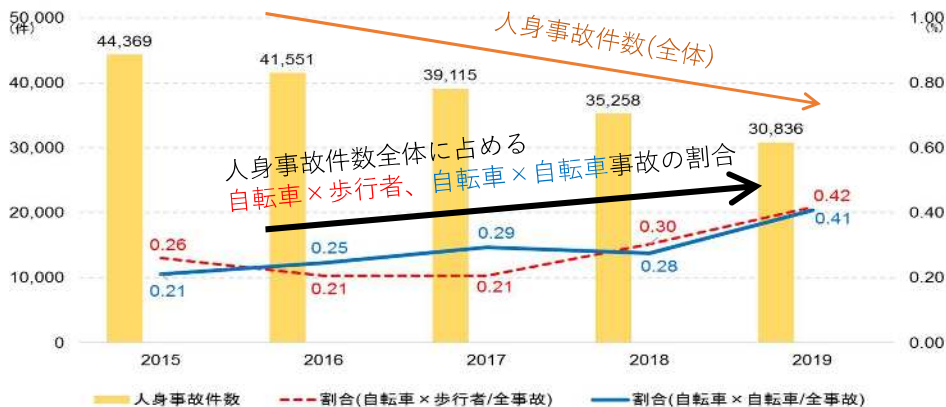
愛知県の交通事故状況（主要損傷部位別）

県の交通事故の主要損傷部位別では、**自転車死者の66.7%は頭部を損傷**。



【愛知県】 自転車×歩行者、自転車×自転車の人身事故件数の割合

・ 県の人身事故件数に占める**自転車×歩行者、自転車×自転車**の割合は増加傾向。

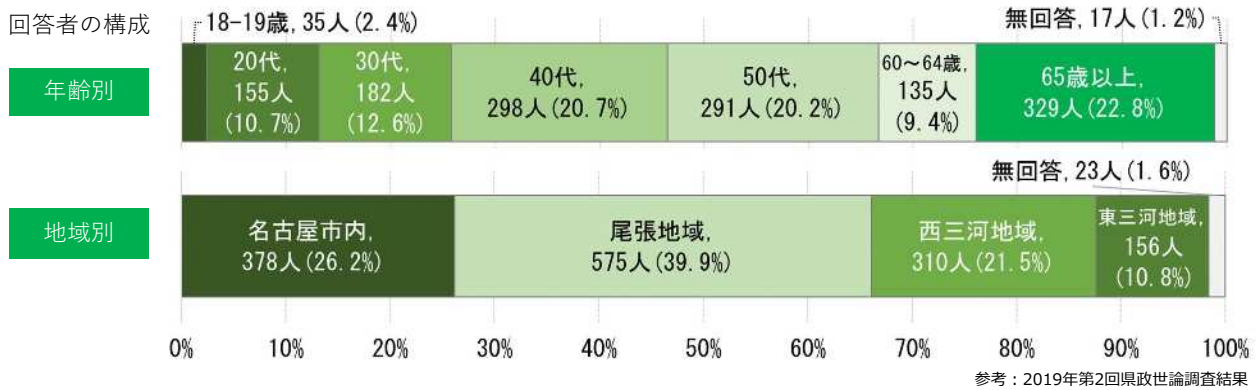


	2015	2016	2017	2018	2019
人身事故件数	44,369	41,551	39,115	35,258	30,836
うち自転車×歩行者	116	86	81	107	129
うち自転車×自転車	94	102	115	97	126

愛知県警察からの提供データをもとに作成

県政世論調査結果（自転車の安全利用について）

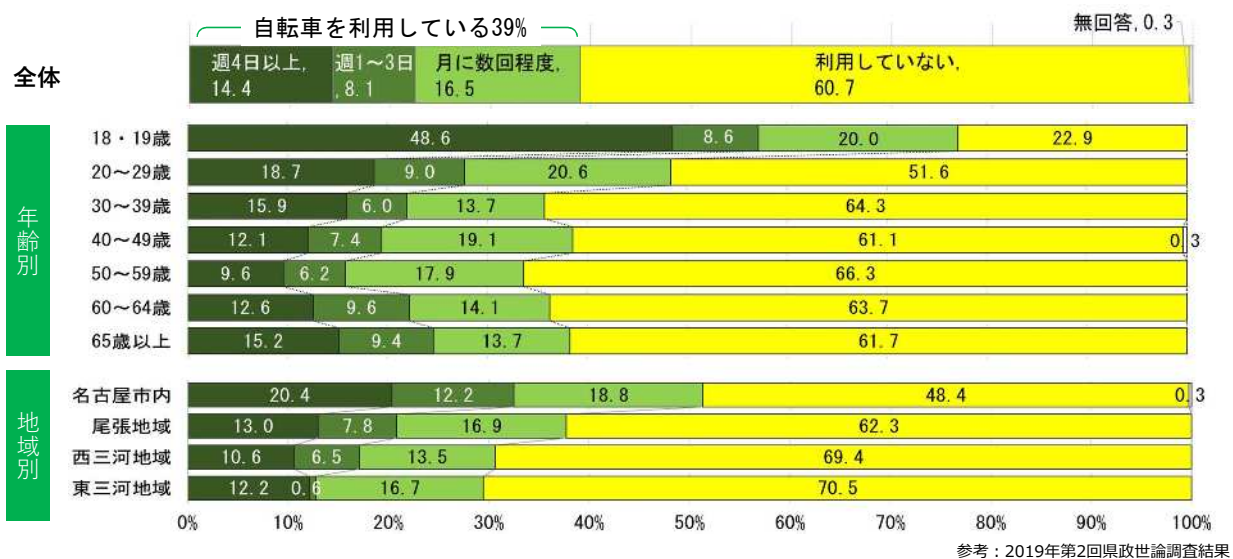
名称	2019年第2回県政世論調査
調査対象	愛知県内に居住する18歳以上の男女3,000人
調査機関	2019年11月1日から20日まで
回収数	1,442人（回収率48.1%）



自転車の利用状況（利用頻度）

(%)

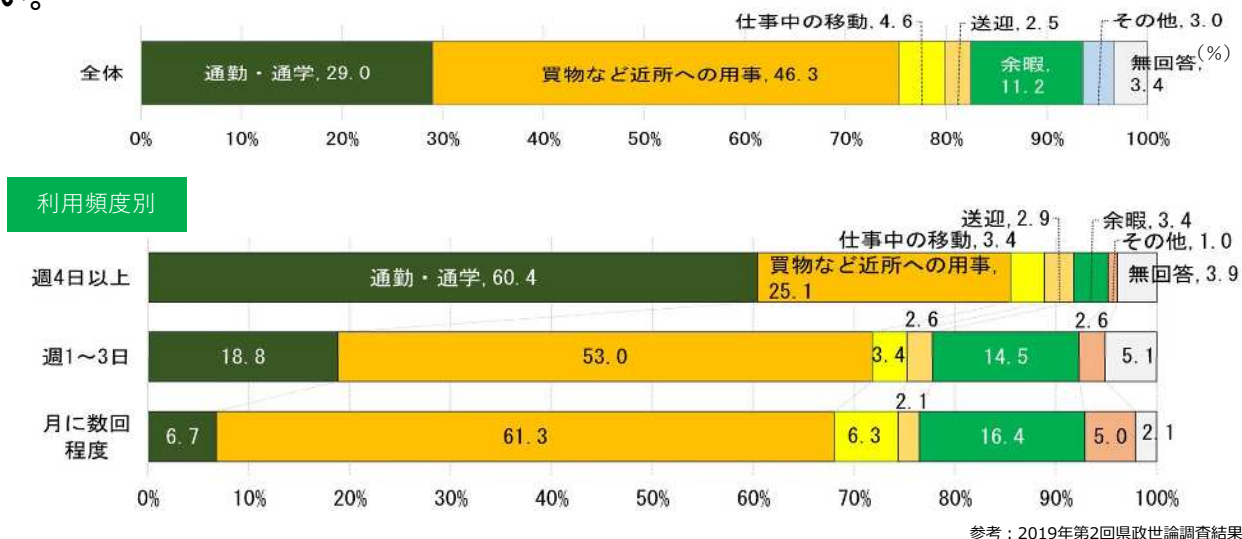
県内の自転車利用者は39%。



自転車の利用状況（利用目的）

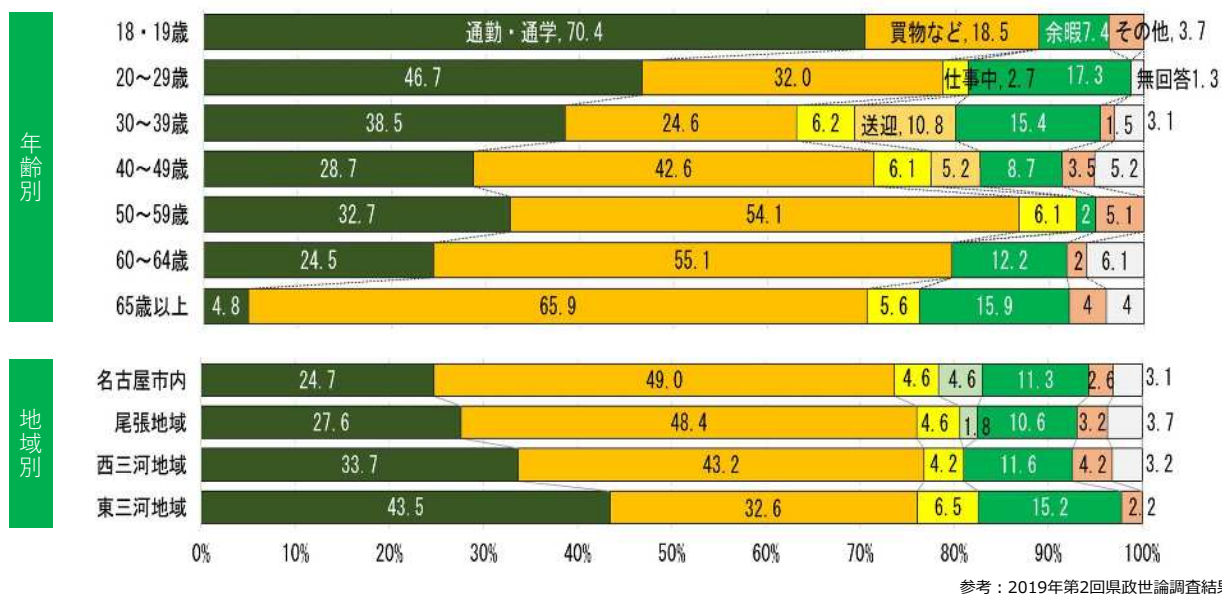
※自転車を利用している人のみ

自転車の利用目的は、買物等近所への用事(46.3%) や通勤・通学(29%)等が多い。



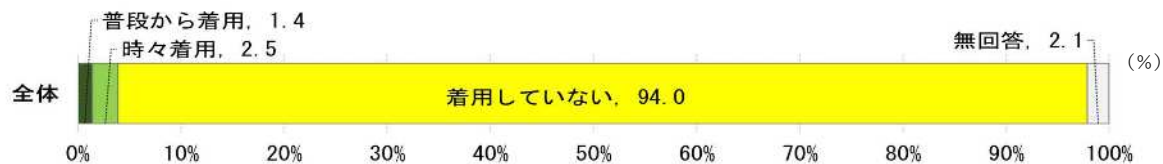
自転車の利用状況（利用目的）

※自転車を利用している人のみ (%)

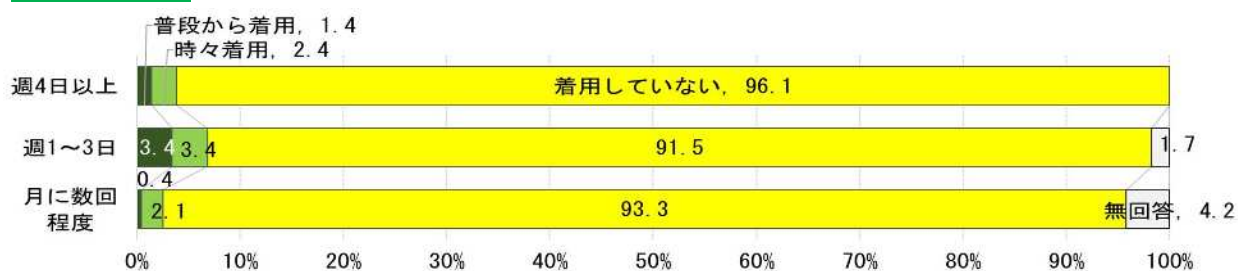


自転車の利用状況（ヘルメットの着用） ※自転車を利用している人のみ

県内の自転車利用者のうち**94%**がヘルメットを着用していないと回答。



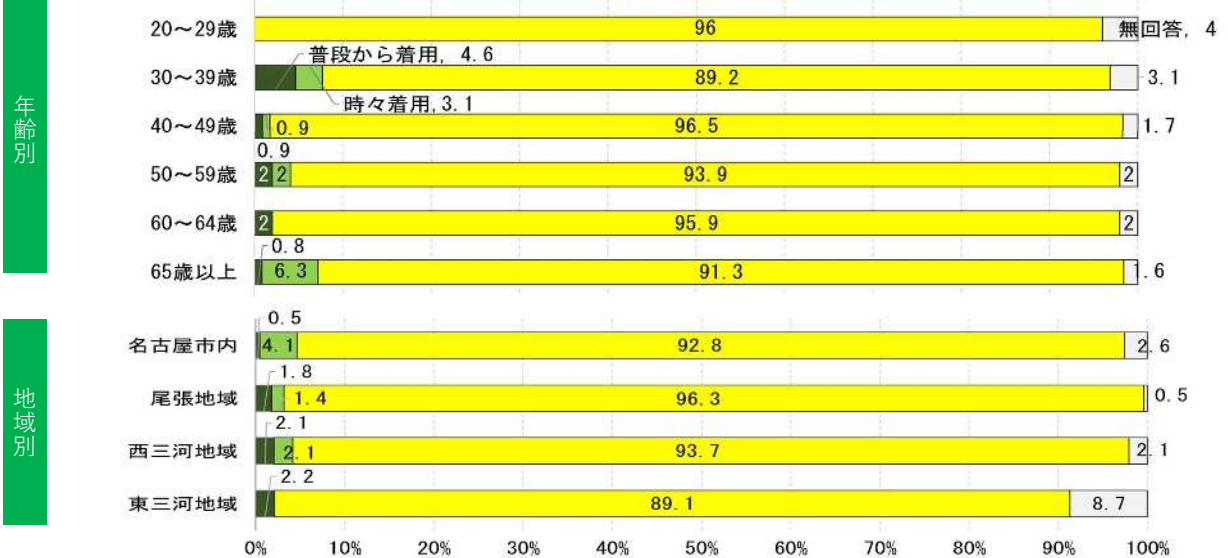
利用頻度別



参考：2019年第2回県政世論調査結果

自転車の利用状況（ヘルメットの着用） ※自転車を利用している人のみ

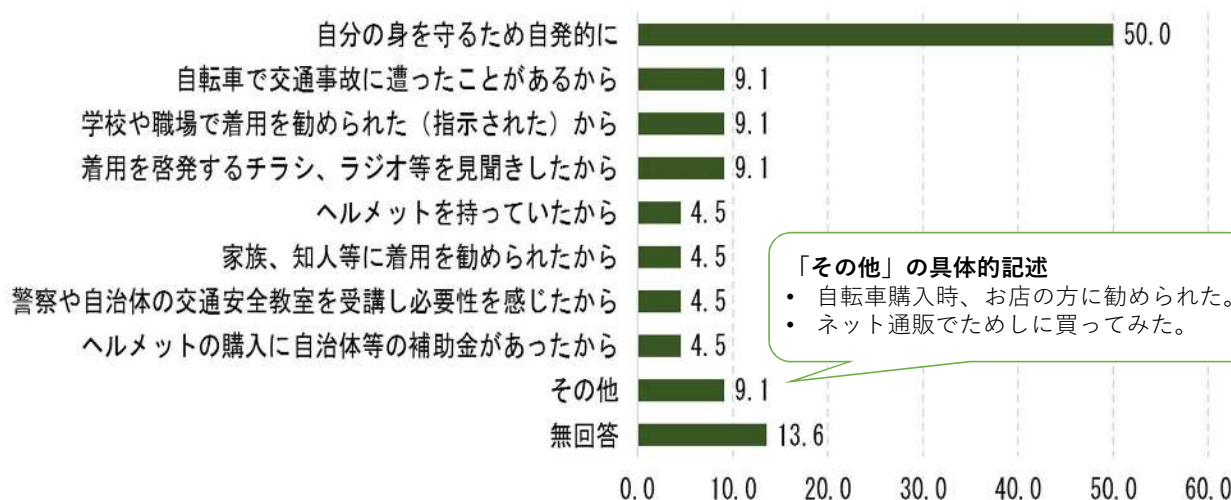
県内の自転車利用者のうち**94%**がヘルメットを着用していないと回答。



参考：2019年第2回県政世論調査結果

ヘルメットを着用する理由

※ヘルメットを着用している人のみ
複数回答 (%)



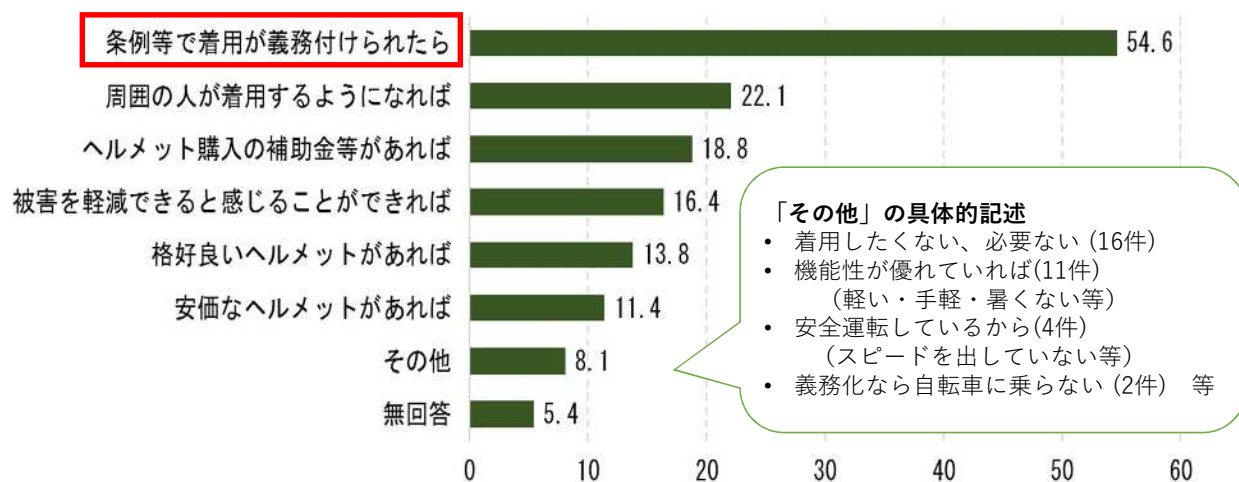
参考：2019年第2回県政世論調査結果

ヘルメットを着用する条件

※ヘルメットを着用していない人のみ

ヘルメットの着用条件として最も多い回答は「**条例等での義務付け**」

複数回答 (%)

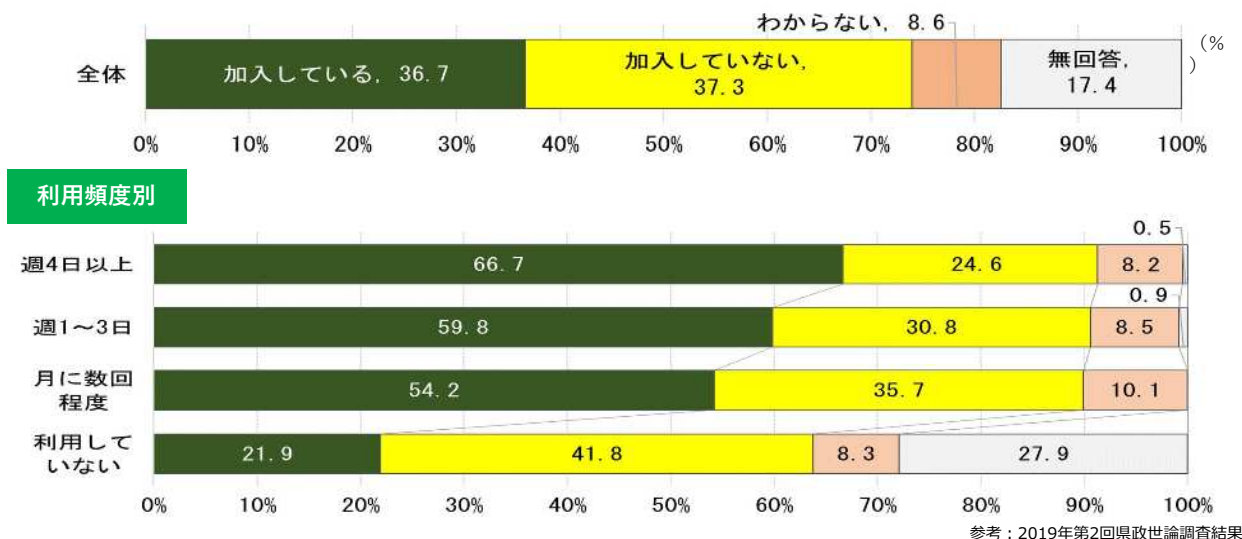


参考：2019年第2回県政世論調査結果

自転車保険の加入状況

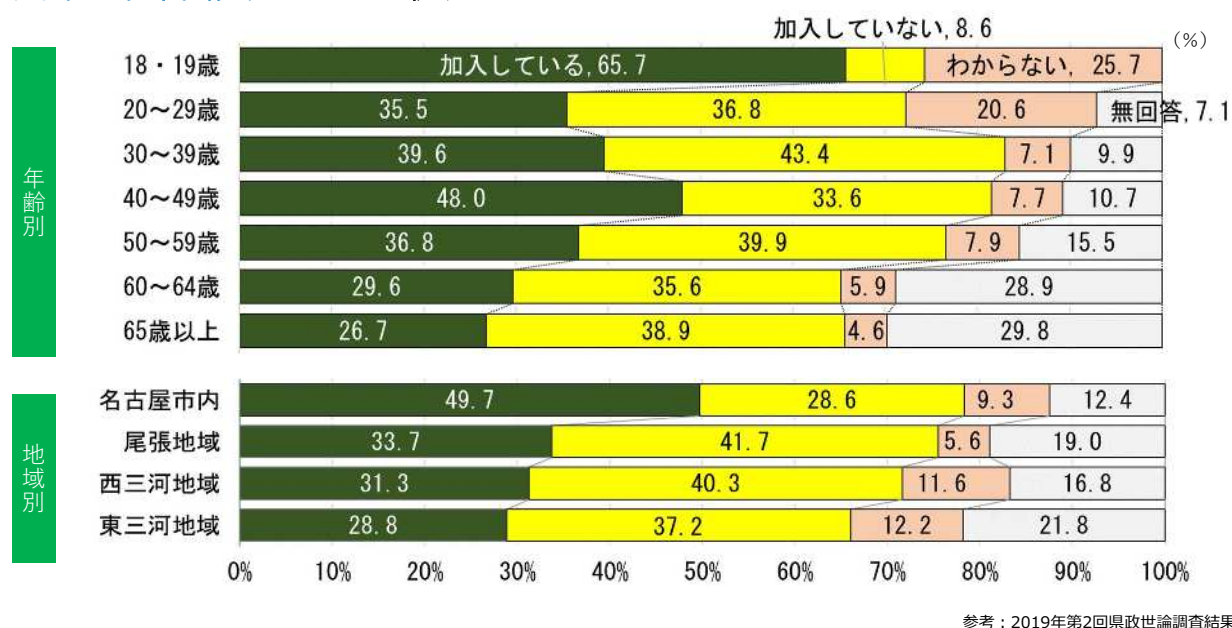
※対象：全員

自転車保険への加入は36.7%、未加入は37.3%。



自転車保険の加入状況

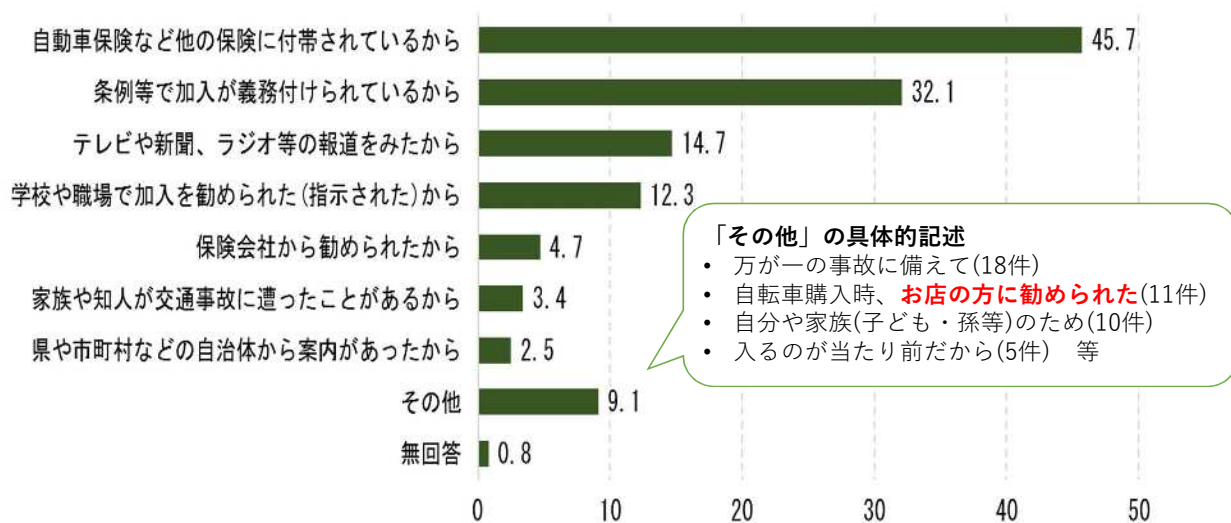
※対象：全員



自転車保険に加入している理由

※保険に加入している人のみ

複数回答 (%)

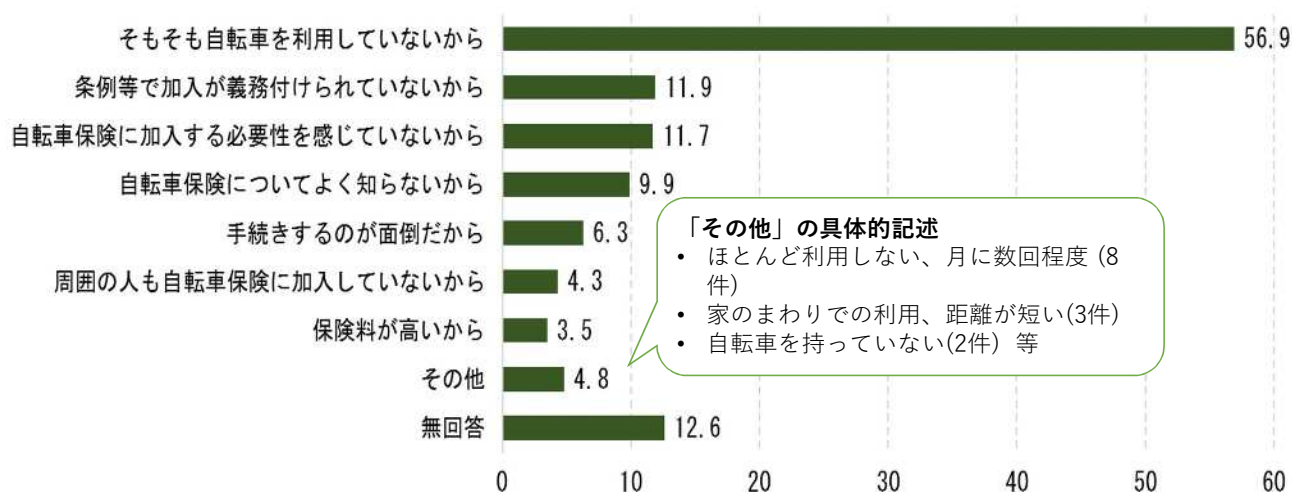


参考：2019年第2回県政世論調査結果

自転車保険に加入していない理由

※自転車保険に加入していない人のみ

複数回答 (%)

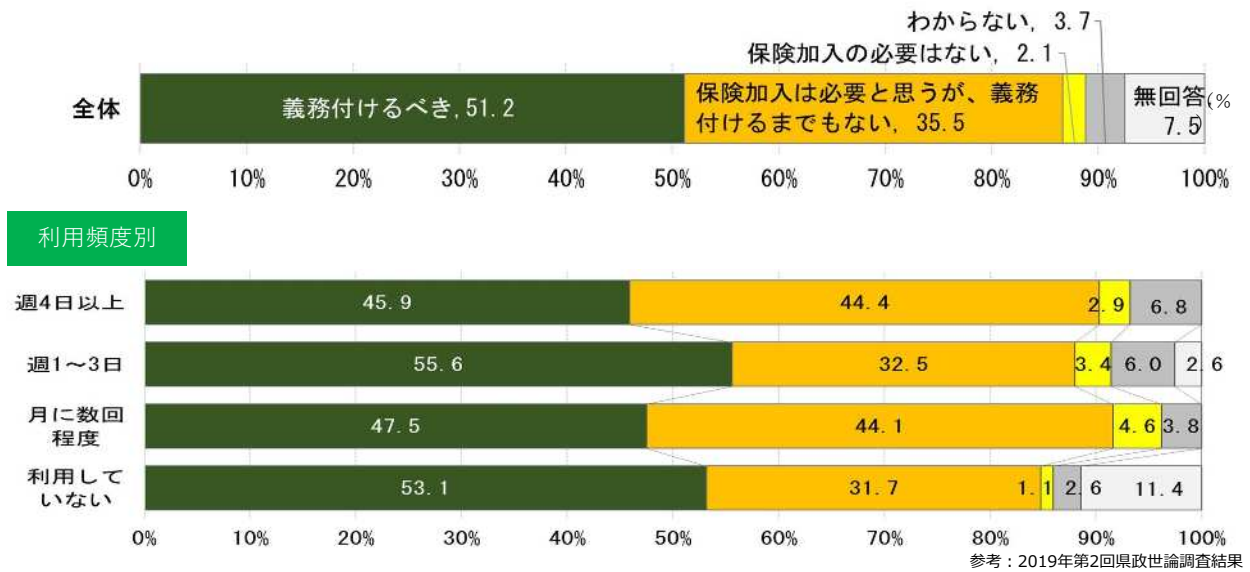


参考：2019年第2回県政世論調査結果

自転車保険の加入の必要性

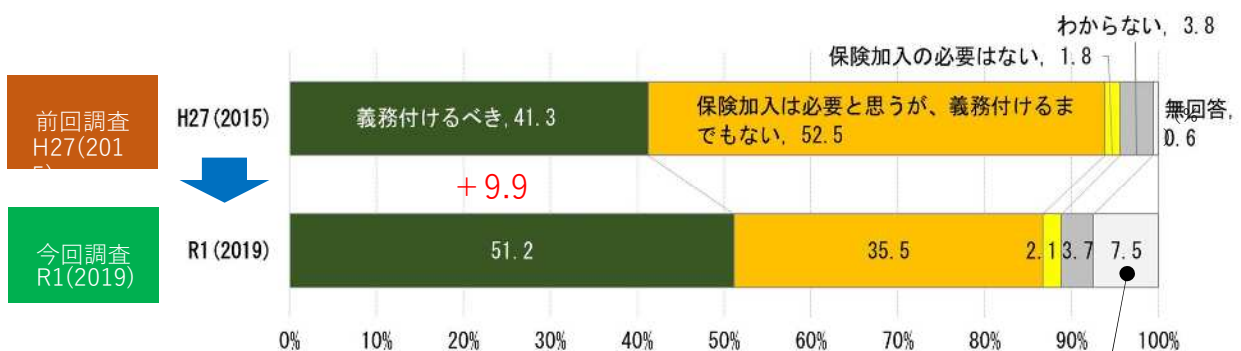
※対象：全員

自転車の加入について、**51.2%**が義務付けるべきと回答。



自転車保険の加入の必要性（過去調査との比較）

自転車保険の加入を「義務付けるべき」とした回答は、前回調査時から増加。



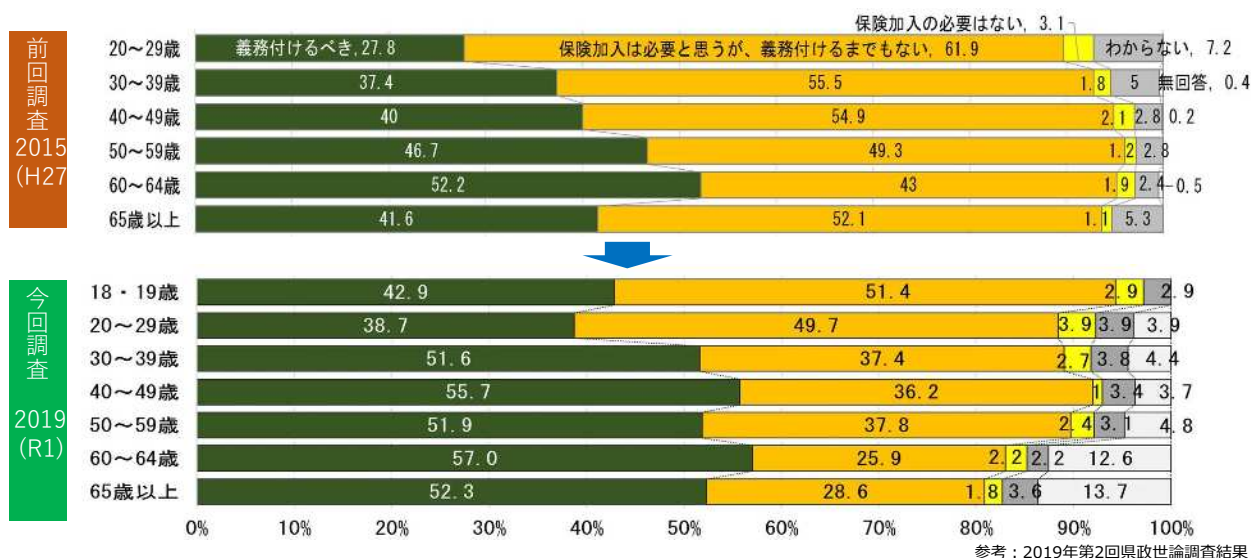
今回調査(R2/2019)の「無回答」の内訳（自転車の利用頻度別）
 利用していない(92.6%)、無回答(4.6%)、週1〜3日利用(2.8%)

参考：2019年第2回県政世論調査結果

自転車保険の加入の必要性（年齢別）

※対象：全員

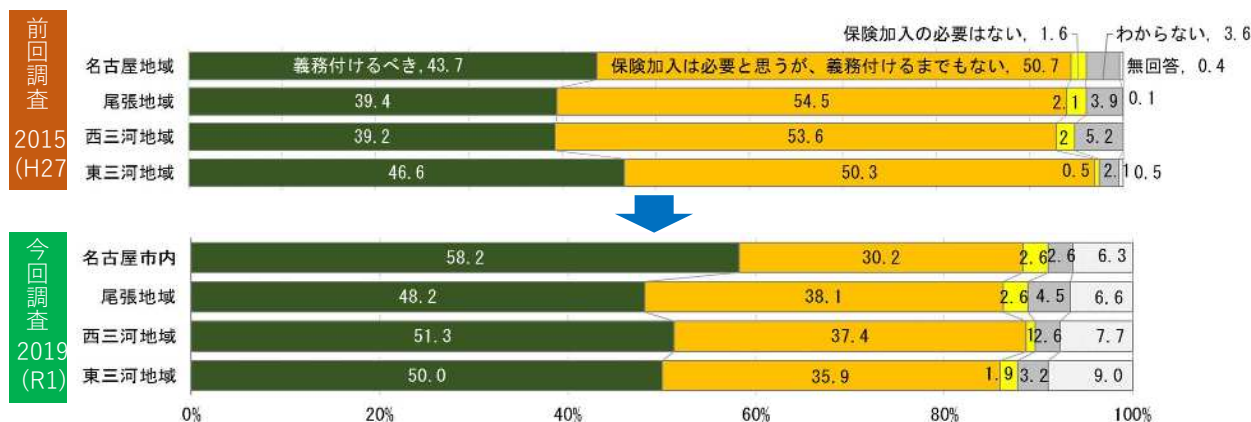
「義務付けるべき」とした回答は、全ての年齢層で増加。（%）



自転車保険の加入の必要性（地域別）

※対象：全員

「義務付けるべき」とした回答は、全ての地域で増加。（%）



県内市町の自転車の安全利用に関する条例における自転車保険に係る規定 (()は保険関係の施行年)

保険加入が義務	名古屋市(H29)、長久手市(H31)、豊橋市(R1) (豊田市、春日井市はR2.10～)	保険加入が努力義務	知多市(H28)、大府市(交通安全条例改正H30)、豊川市(H30)、東海市(H31)、豊山町(R1)
---------	---	-----------	---

参考：2019年第2回県政世論調査結果

自転車の安全利用等に関する条例の制定状況(県内市町村)

都道府県	条例名称	公布日	施行日 (改正含む)	ヘルメットの着用										自転車損害保険の加入									
				義務含む	努力義務のみ	利用者	幼児用座席	児童・生徒	高齢者	利用者	貸付業者	保護者	高齢者の家族	ヘルメット着用対象者の補足	義務含む	努力義務のみ	利用者	保護者	利用者	貸付業者	加入の確認		
1	名古屋市	名古屋自転車安全で適正な利用の促進に関する条例	H29.3.30	H29.4.1 (保険H29.10.1)	○											○	●	●	○	○	小売業者		
2	豊橋市	豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例	H31.3.27	H31.4.1 (保険R1.10.1)	○	○										○	●	●	●	●			
3	春日井市	春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例		R2.4.1 (保険R2.10.1)	○								○	助言	保護者に監護する未成年者への着用努力義務	○	●	●	●	●			
4	豊川市	豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例	H29.12.22	H30.4.1	○								○	保護者に監護する幼児・児童・生徒への着用努力義務	○	○	○						
5	豊田市	豊田市自転車の安全で適正な利用に関する条例		R2.4.1 (保険R2.10.1)	○	○							○	保護者に監護する未成年者への着用努力義務	○	●	●	○	○	小売業者、学校長			
6	東海市	東海市自転車の安全な利用の促進に関する条例	H31.3.29	H31.3.29	○	○							○			○	○	○					
7	大府市	大府市交通安全条例	H15.3.28	H31.4.1												○	○						
8	知多市	知多市自転車の安全利用に関する条例	H28.3.25	H28.4.1	○								●	保護者に幼児・児童への着用義務	○	○							
9	長久手市	長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例	H30.12.25	H30.12.25 (保険H31.4.1)		○							○	保護者に監護する未成年者への着用努力義務	○	●	●						
10	豊山町	豊山町自転車の安全利用の促進に関する条例	H31.3.28	R1.7.1		○				○			○	保護者に監護する子ども・幼児への着用努力義務		○	○	○					
10	市町				義務●	1	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	義務●	5	5	5	2	2	
					努力義務○			3	0	0	2	0	0	0	6	0	努力義務○	5	5	5	3	2	2

注)利用者:自転車利用者、幼児用座席:幼児用座席に幼児を同乗させる場合の幼児、利用者:自転車利用者、貸付業者:自転車貸付業者

※ 道路交通法第63条の11

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない

愛知県交通安全条例

(平成二十六年十月十四日条例第五十五号)

道路交通は、私たちの日常生活や経済活動の基盤であり、私たちは、道路交通の発達により利便性等の多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、本県では、交通事故が多発し、毎年多くの人命が失われている。一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすることは、県民の切なる願いである。

交通事故の防止については、これまでも様々な取組が行われてきており、それらの取組により、交通事故の発生件数は減少してきているが、なお依然として多数の交通事故が発生する状況が続いている。

交通事故をなくするためには、私たち一人一人が、交通事故の被害者の存在に思いをいたし、人命の尊重を最優先にして、交通の安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、道路交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となって行う交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 交通の安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

2 交通の安全は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。

3 交通の安全は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び県民等の組織する交通の安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全関係団体」という。）が相互に連携を図りながら協力して一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力等)

第四条 県は、市町村が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

2 県は、交通安全関係団体が行う交通の安全に関する活動を促進するため、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における交通の安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通の安全に関する教育の実施その他の交通の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の高齢者等の安全な通行への配慮)

第七条 県民は、高齢者、障害者並びに児童、生徒及び幼児（以下「高齢者等」という。）の交通の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(県民の自転車の安全な利用)

第八条 県民は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければな

らない。

(県民等の飲酒運転の根絶のための取組)

第九条 県民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

2 酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。

(交通の安全に関する県民運動の推進)

第十条 県は、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する県民運動（以下「県民運動」という。）を推進するものとする。

(交通事故死ゼロの日)

第十一条 交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として、交通事故死ゼロの日を設ける。

2 交通事故死ゼロの日は、毎月十日、二十日及び三十日とする。

3 県は、交通事故死ゼロの日には、交通死亡事故の防止を図るための県民運動を推進するものとする。

(道路交通環境の整備)

第十二条 県は、交通の安全の確保に必要な道路交通環境の整備を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路の使用の適正化等の措置を講ずるものとする。

2 県は、住宅地、商店街、学校の周辺等の道路について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、歩行者、特に高齢者等の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する教育の推進)

第十三条 県は、県民が、交通の安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、そのための行動をすることができるよう、家庭、学校、職場等における交通の安全に関する教育を推進するものとする。

(交通の安全に関する広報及び啓発)

第十四条 県は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

(交通事故による死者が多数となった場合における警報の発令等)

第十五条 知事は、県内において交通事故による死者が多数となり、県民等に対し注意を喚起するため必要があると認めるときは、その状況を周知するための警報を発するとともに、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体等と連携して交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を実施するものとする。

(交通の安全に関する技術の研究開発の促進等)

第十六条 県は、自動車の安全な運転を支援し、又は交通事故の発生時における被害の軽減に資する技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、交通の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。